

### (3) 低所得高齢者等住まい・生活支援の推進について

#### ア 低所得高齢者等住まい・生活支援事業について

平成26年度予算案において、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の高齢者を対象に、空家等を活用した住まいの支援や見守りなどの生活支援を行う事業、さらに、これらの取組みを広域的に行うための仕組み作りを支援するための事業を「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として1.2億円計上している。事業の詳細については、予算の成立に合わせて改めて周知する予定であるが、管内の社会福祉法人・NPO法人等を通じて低所得高齢者等に対する支援を計画している都道府県及び市町村におかれては、本事業の積極的な活用に向けて検討を進めるようお願いする。なお、本事業と併せて、低所得高齢者等を支援する取組みが全国で展開されるよう、取組内容等の情報交換や普及啓発のための取組みを別途行う予定である。

また、所得や資産が乏しい、社会的なつながりによる支援が乏しい等の理由により、地域での居住を継続することが困難となっている高齢者を対象に、①居住の場を確保するための支援及び②日常生活上の支援を行うことにより、できるだけ安定的・継続的に地域生活を営むことができるように支援するための取組みのあり方について、平成25年度老人保健健康増進等事業（老健事業）において調査研究を行っているところである。

今後の取組みの参考としていただけるよう、今年3月にはとりまとめを行うとともに、事業の啓発活動を兼ねたシンポジウムを行うこととしており、詳細は別途通知する予定である。

○「地域善隣事業シンポジウム」（仮題）

・開催日：平成26年3月5日（水）午後1時～4時40分（予定）

・会場：すまい・るホール（東京都文京区後楽1-4-10 住宅金融支援機構本店1階）

# 「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

平成26年度予算(案)  
1.2億円

## 1. 事業概要

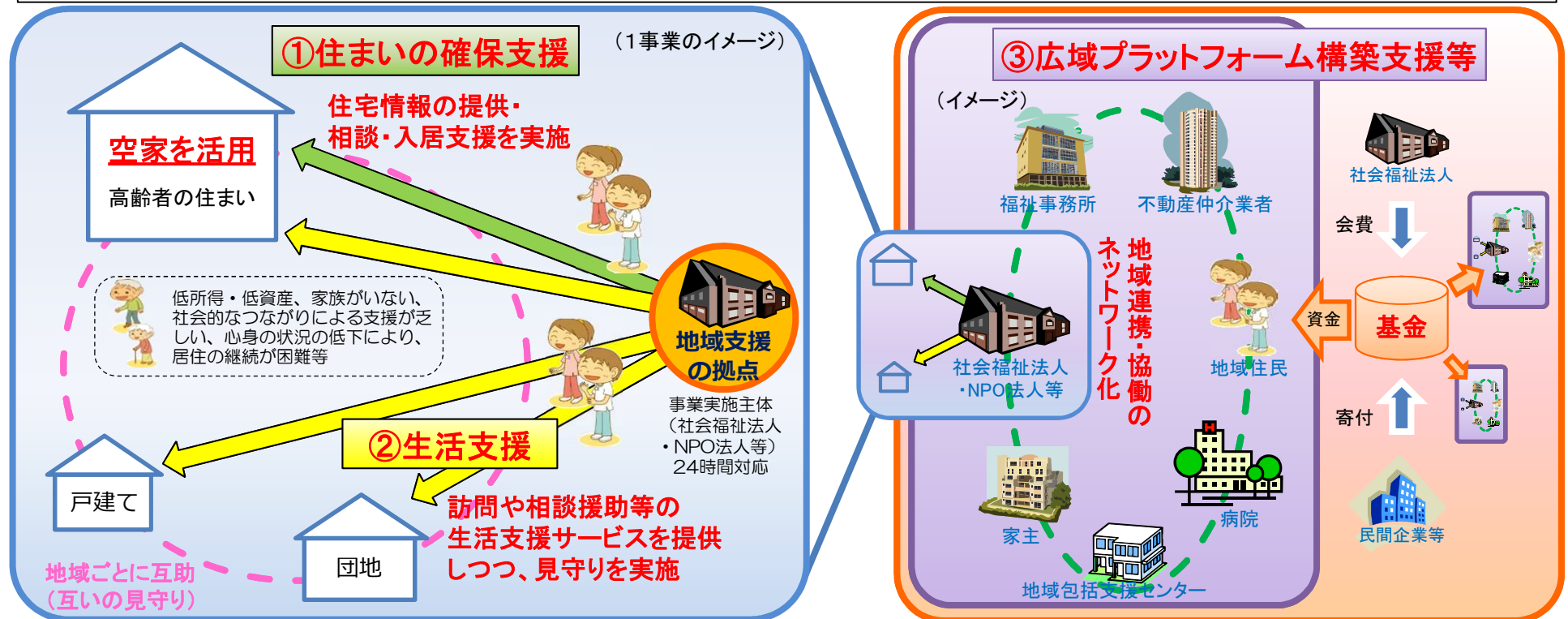
- 自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、地域支援の拠点となること等を通じ、
    - ①既存の空家等を活用した低廉な家賃の住まいの確保を支援するとともに、
    - ②日常的な相談等(生活支援)や見守りにより、高齢者が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるような体制を整備することについて、国としても支援する。
  - また、③これらの事業を実施するための基金の立ち上げ支援とともに、広域プラットフォーム(地域連携・協働の仕組み)の構築に対する支援も併せて行う。
- ※ この事業と併せて、同様の事業が速やかに全国展開されるよう、取組内容等の情報収集や普及啓発活動を別途実施する。

## 2. 実施主体

- ①、②市区町村(社会福祉法人等へ委託) ③都道府県(社会福祉法人等へ委託)

## 3. 補助単価等

- ①及び② 1事業当たり 5,106千円(16か所:定額)※最長3か年 ③7,779千円(5か所:1/2相当)※単年限り



## イ 居住支援協議会の活用について

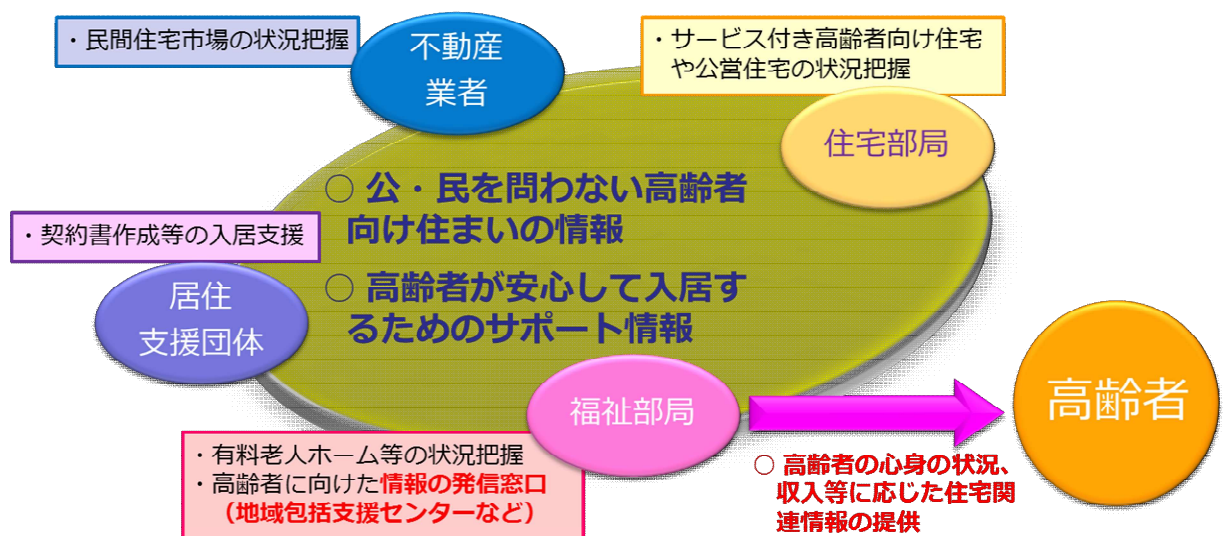
福祉の根幹である高齢者の住まいの問題については、入居希望者に提供するための住宅情報（バリアフリー対応の有無、高齢者の受け入れ状況、連帯保証人の必要性の有無、空き家状況）の把握や、入居契約などの居住サポートについてのフォローが難しく、福祉部局単独での施策展開には限界がある。

このような中で、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）では、高齢者など住宅の確保が困難な方々について、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地域において、地方自治体、不動産関係団体、居住支援団体等が居住支援協議会を組織することができることとされており、相互に連携を図ることが必要である。

各地方公共団体の福祉部局においては、住宅部局との連携を強化し、居住支援協議会の設置に向けた検討を進めるようお願いする。また、民間団体とのネットワークを通じて、高齢者向け住宅の情報を随時かつ適確に把握し、地域包括支援センターなど、市民向けの窓口を活用した積極的な情報提供に努められたい。

なお、居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取組みについては、平成26年度予算案においても国土交通省で支援に係る予算を計上しているところであり、引き続き住宅セーフティネットの構築に向けた取組みを進めるようお願いしたい。

### 【高齢者を対象とした居住支援協議会のイメージ】



## 8. 介護相談員派遣等事業について

本事業は、介護相談員が介護サービスの現場を訪問して、利用者からの相談に応じ、疑問や不満、不安を解消することにより、①利用者の尊厳を守るとともに、②事業者のサービス向上に寄与するものだけでなく、③シニア層のセカンドライフの充実にも寄与しており、非常に有益な事業である。

本事業は地域支援事業の任意事業として位置付けられており、事業の積極的な実施に向けて、第6期介護保険事業計画策定にあたっては、同計画に位置付けていただくようご検討願いたい。

本事業については、平成24年度から施設サービスと同様に居宅サービスにおいても、介護相談員との連携が事業者の努力義務とされたものの、全国の市町村における実施状況は28.0%（H25.3）に止まっている。このため、昨年度より未実施市町村が多い都道府県において、本事業の理解促進のために市町村に対する説明会を開催しているところであり、平成26年度においても同様に実施することとしている。更に、本事業の理解が深まり、より事業が推進されるような取組（事業所も交えた好事例の発表会等）も行いたいと考えているので、具体的なお提案や開催のご要望があれば、お知らせ願いたい。

本事業が未実施の市町村におかれては、こうした説明会等に積極的にご参加いただくようお願いするとともに、都道府県におかれては、説明会等の積極的な開催にご協力をお願いする。

## 9. 百歳高齢者表彰について

百歳高齢者表彰については、老人福祉法第5条に基づく老人の日記念事業として、百歳を迎える方に内閣総理大臣からお祝い状、記念品（銀杯）を贈呈し、その長寿をお祝いするとともに、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的としている。

本表彰は昭和38年度より実施され、地域において広く浸透しており、百歳を迎える方、ご家族などが楽しみにされているものであり、平成26年度においても実施することとしているので、対象者の把握など各種ご協力をお願いしたい。

## 10. 認知症施策について（「認知症施策推進5か年計画」の着実な実施）

認知症高齢者については、要介護認定及び要支援認定を受けている65歳以上の者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者は平成22年で約280万人、平成37年には約470万人に達すると見込まれている。一方、厚生労働科学研究費補助金の研究報告では、平成22年の認知症有病者は約439万人、正常でもない、認知症でもない（正常と認知症の間）状態の者（MCI：mild cognitive impairment）の有病者は約380万人と推計されている。

また、昨年12月には「G8認知症サミット」がロンドンで開催され、日本のみならず、多くの国において認知症の人やその家族に対する支援が重要な課題となっており、高齢化社会の先頭を行く日本の認知症施策に対する注目度は非常に高い状況にある。

「認知症施策推進5か年計画」については、今年度からその取組みがスタートしており、都道府県及び市町村におかれては、同計画の着実な推進をお願いしたい。

### （1）認知症ケアパスの作成について

「認知症施策推進5か年計画」では、平成25年度から平成26年度にかけて、市町村が、地域の実情に応じて、その地域ごとに、認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どの様な支援を受ければよいか理解できるように認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ）を作成し、平成27年度以降の介護保険事業計画に反映することとされている。

これらを支援するため、厚生労働省としては、「認知症ケアパス作成のための手引き」（厚生労働省HP：<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dementia/>、リンク先：<http://www.zaikei.or.jp/index.html>）を作成し、その活用のための研修会（「第6期市町村介護保険事業計画の作成にあたっての『認知症ケアパス作成のための手引き』の活用に係る説明会」、実施主体：認知症介護研究・研修東京センター）を開催したところである。また今年2月14日には、今後市町村が認知症ケアパスを踏まえて認知症施策を推進していく上での参考となるよう、先行的な取組みを行っている自治体からの事例報告、同事業の研究結果などの情報提供を行う「認知症ケアパス作成担当者セミナー」（実施主体：一般社団法人財形福祉協会）の開催を予定しているところであ

り、管内市町村に周知いただくとともに、認知症ケアパスの作成について、積極的な取組みが行われるよう、引き続き、都道府県からの適切な支援をお願いする。

なお、先行的かつ試行的に認知症ケアパスの作成・普及の検討を行う市町村に対して国庫補助を行う「認知症ケアパス等作成・普及事業」については、平成25年度限りとなるが、認知症ケアパスの作成・普及に当たっては、既存の介護保険関係の地方交付税措置が講じられていることから、これらの財源の活用も検討されるよう、管内市町村に周知願いたい。

## **(2) 認知症に係る地域支援事業の実施について**

### **ア 認知症初期集中支援推進事業**

認知症の初期の段階で医療との連携のもとに認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置については、平成25年度認知症対策等総合支援事業のモデル事業として国庫補助の対象としていたところであるが、平成26年度は地域支援事業（任意事業）での国庫補助を予定している。

平成26年度予算案では全国100か所での実施を予定しているので、事業実施について積極的に取組んでいただくよう、管内市町村に周知願いたい。

### **イ 認知症地域支援推進員等設置事業**

地域の実情に応じた医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関間の連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員等」の設置については、平成25年度認知症対策等総合支援事業として国庫補助の対象としていたところであるが、平成26年度は地域支援事業（任意事業）での国庫補助を予定している。

平成26年度予算案では全国470か所での実施を予定しているので、事業実施について積極的に取組んでいただくよう、管内市町村に周知願いたい。

### **ウ 認知症ケア向上推進事業**

介護保険事業所における認知症の人への対応力向上の推進や認知症の人の家族への支援などを行う「認知症施策推進5か年計画促進支援メニュー事業」につい

ては、平成25年度認知症対策等総合支援事業として国庫補助の対象としていたところであるが、平成26年度は「認知症ケア向上推進事業」として地域支援事業（任意事業）での国庫補助を予定している。

当該事業は、「認知症施策推進5か年計画」を推進するため、認知症地域支援推進員等により、地域の実情に応じて、認知症の人とその家族を支援するために実施されるものであるが、今年度から創設したこともあり、各市町村での実施状況は必ずしも十分と言える状況ではない。平成26年度予算案では、認知症地域支援推進員等と同様の全国470か所での実施を予定しているため、事業実施について積極的に取り組んでいただくよう、管内市町村に周知願いたい。

※ なお、認知症施策推進5か年計画促進支援メニュー事業のうち「高齢者虐待防止対応の推進」については、平成25年度限りで廃止となっている。

## エ 地域支援事業に係る上限額（平成26年度限りの特例措置）

詳細については、今後、追ってお示しする予定であるが、アからウに掲げる事業を実施することにより現行の地域支援事業の上限額を超える事業費が必要となる場合には、地域支援事業の上限額について、その超えた分の一定額を限度として上乗せできるような平成26年度限りの特例措置を検討しているところであり、管内市町村にその旨周知願いたい。

## オ 平成27年度以降の取扱い（介護保険制度の見直しとの関係）

認知症施策については、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を、地域ごとに、包括的・継続的に実施する体制を構築することが重要であり、社会保障審議会介護保険部会における介護保険制度の見直しに関する意見として、『認知症施策推進5か年計画』が策定され、平成25年度から取組が実施されているが、増加する認知症高齢者に対応するためには、この計画を着実に推進するための制度的な裏付けが必要となる」、「認知症施策の推進を地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、市町村が地域包括ケアシステムの構築の一つの手法として取組を進めることが必要である」、「なお、市町村の準備期間を考慮して順次実施することとし、平成30年度には全ての市町村で実施



することのほか、小規模市町村では共同実施を可能とすることが求められる」旨の提言がなされている。

したがって、平成27年度以降については、これらの事業を地域支援事業の任意事業としてではなく、包括的支援事業に位置づけて実施する方向で検討しているところであり、管内市町村に周知願いたい。

### **(3) 認知症疾患医療センターの整備について**

「認知症施策推進5か年計画」では、平成29年度までに認知症の早期診断等を担う医療機関(認知症疾患医療センター等)を約500か所整備することとされている。

平成26年度予算案では全国で300か所程度の「認知症疾患医療センター等運営事業」の予算を計上したところであり、今後の協議状況等も踏まえ、予算の範囲内で必要な整備を図ることとしたい。なお、平成25年度予算において市町村が試行的に実施している「認知症医療支援診療所」については、平成26年度予算案において都道府県が実施する「認知症疾患医療センター等運営事業」の「診療所型(仮称)」として国庫補助の対象とする予定である。

今後の予算執行手続き等については、その具体的なスケジュールを追ってお示しすることとなるが、事業の運営に支障が生じないように、今年度内に、事前協議やヒアリング等を行う予定である。また、今後の認知症疾患医療センターの整備に関する考え方については、昨年6月の「都道府県・指定都市認知症施策担当者会議」において、当面の案をお示ししたところであるが、昨年10月に実施した実態調査の結果等も踏まえ、今年度内に、実施要綱等の改正案としてお示しする予定である。

### **(4) 「認知症施策推進5か年計画」の進捗状況調べの実施について**

「認知症施策推進5か年計画」では、平成25年度からの5年間の具体的な計画を策定したところであるが、今年度内に、その進捗状況を把握するための調査を実施する予定であるため、管内市町村にその旨周知いただくとともに、そのとりまとめに係るご協力をお願いする。

## 11. 高齢者虐待防止について

「平成24年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（平成25年12月26日公表）によると、養介護施設従事者等によるものでは、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」等の要因が多く、介護従事者全体と比較すると、「男性」や「30歳未満」の虐待者の割合が高かった。また、養護者によるものでは、「虐待者の障害・疾病」、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」等の要因が多く、虐待者の続柄では、息子や夫が多く、そのうち虐待者とのみ同居が多かった。これらの調査結果から明らかになった点に留意し、施設等職員に対する研修を実施するとともに、市町村に対しては、介護の負担感が高い家庭への重点的な援助を行う等の適切な助言をお願いしたい。

また、調査結果から、市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の実施割合については、昨年度に比べて停滞している傾向がみられ、体制整備等の取組みに積極的ではない市町村が見受けられる。高齢者虐待は、全ての市町村において発生する可能性のあるものであり、虐待事例の多寡に関わらず、虐待を防止することが極めて重要であることから、当該体制整備等を積極的に取組むよう管内市町村に助言をお願いする。

更に、高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、市町村に対する虐待対応の事例の収集・提供や、虐待を受けた高齢者の緊急・一時的な避難場所の確保等、市町村に対し、広域的な観点からの支援もお願いする。

高齢者虐待対応は、地域の実態を十分に分析・把握した上で、適切に体制を整備することが必要であることから、都道府県において調査の際に配布した集計表などを活用した分析を行うとともに、管内市町村においても同様に分析が行われるよう助言をお願いする。なお、分析するに当たって専門的な知識を必要とするような疑義が生じた場合には、高齢者虐待に関する調査結果について詳細な分析を行っている「認知症介護研究・研修仙台センター」にご相談いただきたい。

## 12. 成年後見制度の利用促進について

成年後見制度は、認知症高齢者等の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえると本制度の一層の活用を図ることが重要である。このため、各都道府県においては、同制度の周知を図るとともに、管内市町村に対して、市町村長による申立がより一層活用されるよう助言をお願いする。

市町村長による申立の必要性の高まりに対応するためには、弁護士などの専門職による後見人だけでなく、それ以外の市民を含めた後見活動に係る体制整備が必要となることから、市民後見推進事業などの活用により養成研修の実施や活動を支援する組織体制の整備に努めるよう管内市町村に助言をお願いする。また、管内市町村単独では養成研修の実施や活動を支援する組織体制の整備が困難な場合には、高齢者権利擁護等推進事業の活用により広域的な支援の観点からのこれらの取組みをお願いする。

更に、利用者による費用負担が困難なこと等から同制度の利用ができないといった事態を防ぐため、地域支援事業において成年後見制度利用支援事業を位置づけているが、全ての市町村で実施されていないのが現状である。ついては、本事業の趣旨を十分にご理解の上、事業実施について積極的に取組んでいただくよう、管内の市町村に周知願いたい。